

1、回答 充実する必要がある

理由

在宅生活を願う施設入所者にとって、地域社会の中で人間関係を築いて、安心、安全な暮らしを実現する事は長年の願いです。誰もが当たり前で生活できる地域社会でなくてはならないと考えます。

障害者権利条約（2014年批准）と19条の「自立生活条項」の具体化へ自己責任や家族責任を前提とせず、公的責任を明確にした「地域生活の実現」を障害者政策の柱にすえ、障害者福祉サービスを拡充することが課題とおもいます。

予算の拡充と、地域生活の定着支援、担当職員の配置強化、移動時・緊急時の支援、関係機関と協同した働く場の確保など市としての雇用の向上、交通費の助成の拡充とバリアフリーの推進、住まいの確保として市営住宅の拡充、福祉労働者の処遇改善など障害当事者の人権を守る立場で進め、差別を根絶するための取り組みを拡充します。

1-2 回答 再検討して計画的に実施する。

理由

障害者施策をすすめる上で、障害者施策や意思決定の場に当事者の参加と意見の反映は大前提です。重度訪問介護の非定型の導入は当然で、約半数が当事者で構成される「検討会」の提言と異なる内容であってはならないと考えます。改善にむけて早急に再検討すべきです。

1-3 回答 見直しが必要である

理由

「検討会」が取りまとめた意見書では、非定型に関する考え方を作成する事が効果的で、「新たな定型基準にならないようにすること」としています。「手引き」の作成はあくまで障害当事者、一人一人の障害状況に応じて個別に対応することを本旨とする非定型のあり方にかかわる問題で、現場の声に沿った見直しが必要と考えます。

1-4 回答 一定の要件のもと利用可能とする

理由

生活援助者の入居者が訪問系サービスを利用できなければ、帰宅時の生活が成り立ちません。一時帰宅は社会生活を営む上での権利であり、国や他の自治体が一定要件のもとで認めるものを札幌市が認めないならば、障害者福祉の重大な後退になるではないでしょうか。以前のように利用できるよう改善すべきです。

1-5 「回答 必要な場合は利用可能とする

理由

サービスの利用は基本的人権として生存権を保障するためのものであり、手帳の所持を必須として、緊急保護が遅れることがあれば、命にかかわる問題です。

札幌市は公的責任を果たす上で、最も重要なことが何か、本来のサービスの趣旨が実施され、必要な場合の利用は認めるべきと考えます。

1-6 回答 育児支援を実施する

理由

国は育児支援を認めているのに、札幌市で利用できないのであれば不合理です。実施できるように改善すべきと考えます。

1-7 回答 支援を充実する

理由

障害福祉サービスは地域生活を保障するためにあるもので、上限時間が足りなければ引き上げるべきです。人権を保障する立場で見ると、施設入所を希望しないものの、選択肢がないため事実上、施設入所しかないという状況はあってはならない。個別の生活実態を考慮して拡充を求めます。

2-1 回答 計画的に進める

理由

インクルーシブ教育は「排除」をなくして、子どもの発達を最大限保障する事を目指すものであり、手厚くきめ細かい教室や学校運営が不可欠で、教育環境では、少人数学級・小規模校の推進が必要です。

今、札幌市が進める学校統廃合や義務教育学校の推進は、かえって大規模校を促すもので見直すべきと考えます。

2-2 回答 入学を拒否しない

理由

一律拒否は取らないこと同時に、インクルーシブ教育の推進を検討し、どの普通学級であっても就学できるよう、環境を整備すべきと考えます。

2-3 回答 公的責任として確保する

理由 示されているいずれの事例も、公的責任で解消すべきことであり、改善すべきと考えます。党議員団の長屋市議は、障害児の保護者が修学旅行への同伴を求められたことについて相談を受けて議会で質問、市宿泊研修で教職員の同伴がかなわず、保護者も都合がつかなかったことから子どもが参加できなかった事例があるとして、「学びのサポーター活用事業」の拡充を求めました。すべての学校で合理的配慮が提供できるように、支援のための教員の拡充や学校設備のバリアフリー化も求めます。